

費に於て十萬円の増で、これは国民年金の印刷購入代金であります。第七
款の廃除衛生費十萬五千円の内増で、八款の昆虫駆除費に於て十萬九千
円の内減に於てあります。これは主に貸金野によるもの減額でございます。
農業処理費に於て六萬五千円の内増に於てあります。これは利用費に於て
五十五萬円の減で、八の差引きが六萬五千二百円の内増に於てあります。
これは処理費に於て九萬五千五百円の内増額でございます。これは給
付決定によるものでございます。八款の産業経理費に於て百四十八万四
百五十円の内増であり、主として農業委員会費や、商工費が主として増
す。新工業費中は武陽が交付金三十九萬二千五百円が計上されてあり、
これは税金の引込み分であります。観光事業費に於ては五十九萬九千の
百円の内増額に於てあります。これは先程申し上げました柳井のレストハウスの土地補
償金でございます。九款の財産費に於ては五十三萬五千円の内増額でござい
まして、これは柳井の土地購入費として計上したわけでございます。送付費

に於ては三十三萬九千九百九十九円の内増でございます。これは衆
議院議員の送付に於ては国からの補助金となるわけであり、第十
款の雑費支出金、これは三百八十五萬四千四百円の内減に於てあり、徴税事務
費に於ては三十一萬三千五百円の内減で、この内通信運搬費が十三萬の
増、その他は固定資産評価審査委員会費が八万四千円の内減に於て
あり、これは増減の差の減でございます。諸費に於ては三十三萬
九千八百円の内減、繰入金五萬九千の減に於てあります。これは先程水道事
業費に繰入金と歳入に下りてあるものを減額したわけであり、
負担金に於ては三十五萬の減に於てあります。これらを合せて差引いた
額は三十三萬九千八百円の内減に於てあります。第十款の予備
費に於ては八萬五千四百八十九円の内減額、歳入歳出のバランスをとっ
た算でございす。以上がこの合計が八十八萬四千二百三十九円
の増であり、本年度の然る事案が三億九千九百三十九萬四千四百四十九円と

つくりまわし、陳作上の指圖は、大の通りでございます。して、深くお話し申し上げ、
多分でございます。十分調査研究してあります。素直に申しまして、運當
は、められたり、算は計上してない。しかし、職員等は毎月支払うてなければ
ならないという面、材料もいろいろ費してやうておられる。ござります。大の
いう点の内部的陳作は、若し、のびていまして、いす、設計のハデー
ヤ、出でるものと、思ひます。その点、面、決いたしたいと思ひます。

（千番、柳野、林、友、助）　ここに休憩願ひます。

（議長、前橋、千春）　ただいま休憩の旨を告げました。ここ、暫時休憩するに、御議決あり
せんか。

（異議なしと叫ぶ者あり）

（議長、前橋、千春）　御議決なしと認め、暫時休憩いたします。

休憩　午後四時四十五分

開議　午後五時　市介

（議長、前橋、千春）　休憩前は、多々、既に、会議を閉じます。

（十八番、石川、信義）　町長は、何、お返事、い、と、感、謝、い、して、お、る、よ、う、で、お、返、事、と、い、は、
、決、定、さ、す、に、お、返、事、は、長、の、命、令、に、お、お、し、て、お、返、事、と、い、は、
、然、然、重、責、の、上、場、の、十、分、熱、誠、に、お、お、し、て、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、

（町長、柳、野、林、友、助）　先、程、柳、野、林、友、助、の、お、返、事、に、お、お、し、て、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、

（十八番、石川、信義）　本件について、お、お、し、て、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、

（十八番、石川、信義）　本件について、お、お、し、て、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、
、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、お、返、事、と、い、は、

へ十四番の加藤君へ美化運動の件については方町内で行い、その内におくわいの議員が全然知らぬ内で行うまいとわけてありまして、町でやる事のみ議員が知らぬという事は具合が悪いので、今後十分に連絡をとっていただきたいと思います。又協力員に対する報償は方町会長さんへ発表さしていただく方が宜しいと思っております。

総務課長（貫才喜次） 美化協力員の報償に對してはすでに差支る多量におくわ付政事務連絡員さんの集ったとき話してありますので、おくれなくあります。

議長（前橋千春） このへんは町意見の質疑を結了いたします。おはかりいたします。議案第二十号はお手もとに配布するべく、おくわの予算付託表の通り各委員会に付託し、詳細は審議を願うことになったと思っております。これに町界議ありませんか。

（異議なしと仰るあり）

議長（前橋千春） 町界議なしと仰るあります。さうさうの決定いたしました。尚委員会の審査報告は本会期では仰願いたします。

議長（前橋千春） 日程第二十号昭和三十一年度稲生町水道会計追加更正予算第二回についで議案第二十号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいただきます。

議長事務局（沢正次郎） 朗 読

議長（前橋千春） 理事君から提案理由の説明を求めます。

（助役（川内金吉） 議案第二十号の昭和三十一年度稲生町水道事業会計追加

更正予算第二回についで町説明申し上げる。最終の予算が、ありまし

る第二年度の収益的収入及び支出は、おくわの百十四万七千五百円を更正し

て、おくわのものにございます。まず収入は、おくわの百十四万七千五百円

で、当初の既決予算と合せて、百五十二万七千二百七十九円といたす。おくわ

支出は、おくわの百五十二万七千二百七十九円を更正して、おくわの収入と支出

の差額が四百五十万五千円となり、この差に付ては、後列申し上りたい
と存じます。当第期利益剰余金をこのバランスをとったわけであり、
第三条は資本的収入及び支出で、支出が三千万の建設改良費を更正しよ
うとするものであります。当初予算に収入として六百四十万円を計上してゆ
るにございませうか。支出の総額が千五百三十八万一千五百五十円から差引ますと、
六百五十万五千円が収入不足となり、これは第三条の不足額となるわけ
です。これを補てんするのめ、過年度繰越剰余金八千万二千円
を補てんし、さらに当年度の繰越剰余金百八十五万五千円、大のから
前年度の繰越現金百三万一千五百五十円と、当年度利益剰余金八十八万五千円
をこの六百五十万五千円が不足を補てんして、三億という事とございま
す。次の第四款は、たゞ百万円の内、更正で、職員の給与費に充てられて、百万
円、実際は、初め三百万円の減でございませう。これは第五条により、議決を
得てから使用しなければならぬ旨の規定がござい、わけのわけとございませう。

樹立資産の購入限度額がございませうか。これは六百五十万八千七百五十円に
わけとございませう。第五条に於ては、当年度の剰余金八十八万五千円が予定さ
れている、これを建設改良積立金として処分したいと存じます。内容的に、中
明申し上ります。収入的収入及び支出でございませうか。六百四十万五千
円、主なもの、営業収入であり、これは五百八十五万五千円増
で、給水収入が大部分であり、これは各家庭の水通料金であり、そして、
川等の用地がございしたりで、増収の見込があるわけとございませう。受託事業
収入として、二百五十万円でござい、これは路園の復旧費等とございませう。修繕収
入として、百五十万円でござい、これは修理というものを計上したわけとござい
ませう。大の他の収入として、給水用の材料の売却代金であります。検査手数料
は、工事及び材料等の検査でございませう。営業外収入として、三十三万二千円の
見込を、受託工事収入として、三万五千円、雑収入として、一千万、総額が
六百四十万五千円とござい、わけとございませう。支出に於ては、三百三十五万

千五百円の繰上修正で、一頃の営業費用として二百四十万八千円、内訳は
原水及び排水費で、主に水取関係であり、又水取に借り入れた水
が、この取付け、引き上げ等の金額五万八千円を上回ったわけであり、
次に配水及び給水費で、これはほとんど給水改定によるものと量水費の
取り替えた分であり、この量水費は昭和三十一年の千五百圓を
付けたもの、改定期限が過ぎたので、百四十万八千円、又百個分を計上
したので、水費でございませう。受託工事費は給水改定と給水工事の材料
費の主な経費でございませう。総原費が十百万八千八百円の増、内
訳は給水改定と総排水費、備出費というものが大体大さなものでござい
ます。資産減耗費として、田十萬円の減、営業外費用として、支払利息が
十萬円の減、受託工事費として、十萬八千円の減でございませう。これは
都営住居の工事を付けたもので、これは都営がやったわけ、減額がわかって
材料が三万五千円、予備品として、三万八千円の減として、バラエティといた
わで

ございませう。資本的収入及び支出については先程申し上げましたように、休
留金とか、利益剰余金等により、補填のわけや、更正しようとする額は、三万
五、千、六、千、の増、引、込、け、の、事、代、量、が、幾、分、の、固、定、資、産、購、入、費、や、負、担、金
と、差、引、さ、し、た、の、の、三、十、万、を、更、正、し、ま、す、の、の、で、ございませう。以上、甚だ
簡明です、説明は、お、さ、さ、せ、ま、い、た、さ、す、。

（議長「高橋千春」）はい、より、中、見、の、復、疑、を、行、い、ま、す、。

（昇議「はしと呼ぶ者あり」）

（議長「高橋千春」）はい、より、中、見、の、復、疑、を、行、い、ま、す、。お、は、い、い、た、し、ま、す、。
議案第三十四号は、厚生委員会に付託し、詳細な審議を願うことにいたしました
と思ひます、はい、中、見、議、を、行、い、ま、す、。

（昇議「はしと呼ぶ者あり」）

（議長「高橋千春」）はい、より、中、見、の、復、疑、を、行、い、ま、す、。よ、ろ、こ、う、決、定、し、た、し、ま、す、。
本、日、の、審、議、報、告、は、本、会、期、中、に、お、願、い、い、た、し、ま、す、。

（議長・前橋正春）日経第ナ又昭和三十一年度衛生行政国民健康保険特別会計歳入歳出の更正予算第三回についで議案第三十五号を議題に伏します。事務局として議案の朗読をいたさす。尚別紙につくは省略されたはります。

（議令事務局・林正次郎）朗読

（議長・前橋正春）理事者から健康保険法の説明を求めます。

（助役・川窪金吉）議案第三十五号昭和三十一年度衛生行政国民健康保険特別会計歳入歳出の更正予算についで説明申し上げます。今回の追加更正は療養給付費の上のことによつての改正であります。約二百五十万円の更正でございます。まず歳入から説明申し上げます。第一款の健康保険料は三十五万の増はります。これは本年度の収入増により計上いたしました。三款の国庫支出金に於いて二百五十万円の増でございます。これは療養給付費の負担増であります。現年度分の療養給付費として

の負担四百八十万円となっております。この増は年度の初めに計上から更正するのではなく、入り前に大体の見込を定めた結果から出たものでございます。二項の国庫補助金も三十五万円の増、これは給付改善及び地域医療の増、保険料の軽減、特別調整交付金等、主に給付の改善でございます。保険料の軽減というのがあります。これは住所別負担についで軽減する事で歳入に計上したわけでございます。特別調整交付金は財政事情による交付のものです。以上が収入の部で、次に歳出について申し上げます。役務費として九十五万円の増、これは職員給手当五万円の減は人事異動による生じたものです。諸手当に約十万円の増で給付改正によるものであります。費用費に約四十五万円の増、これは臨時雇の賃金、あるいは印刷製本費等でございます。二款の保険給付費二百五十万円の増です。これは給付更正によるもので、内訳としては療養給付費の増と後援金より二百万円、給付改正と保険料の増と

等でございます。保険施設費に於て四万三千円の増でございます。正にそのものでござります。諸支欠金も三千円、連合会の借金で、徴収事務費に於ては留保されたままです。準備費に於ては分円の増で合計二百九十万四千円となり、歳入歳出残金なしとなるわけでございます。以上簡明に申し上げます。御審議のほどお願いたします。

議長（前橋正春）二より御意見の御質疑を行います。

（異議なしと付議あり）

議長（前橋正春）二はい、御意見の御質疑を結了いたします。おわかりいたします。歳入歳出予算は厚生委員会に付託し、詳細は審議を願うことといたしたいと思っております。二はい、御審議を承りますか。

（異議なしと付議あり）

議長（前橋正春）御審議を承り、御決意を承ります。よろしく決意いたしました。尚、委員会の審査報告は本会期中に御願いたします。

（正）

議長（前橋正春）日程第十八昭和二十一年度臨時会公債償還特別会計歳入歳出更正予算第一回について、議案第二十号を議題に供します。事務局として、議案の討論をいたさず、南利紙については省略させていただきます。

議長（前橋正春）御決意を承ります。

議長（前橋正春）御決意を承ります。歳入歳出予算の議決を承ります。

議長（前橋正春）議案第二十号は昭和二十一年度臨時会公債償還特別会計歳入歳出更正予算第一回について、御決意を承ります。本件については歳入

に於ては増減はなく歳入は増減を承ります。本件については歳入

に於ては増減はなく歳入は増減を承ります。本件については歳入

に於ては増減はなく歳入は増減を承ります。本件については歳入

に於ては増減はなく歳入は増減を承ります。本件については歳入

に於ては増減はなく歳入は増減を承ります。本件については歳入

に於ては増減はなく歳入は増減を承ります。本件については歳入